



2024 年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

支援対象団体公募要領

信州 社会課題解決の担い手 ステップアップ事業

2025 年 5 月

信州社会事業応援ネットワーク

[長野県みらい基金／長野県 NPO センター／合同会社コドソシ]

## 内容

<b>第Ⅰ編 公募について</b> .....	3
1 章 公募の趣旨.....	3
01 趣旨.....	3
02 事業の評価.....	8
03 申請資格要件.....	8
04 申請時の注意事項.....	10
<b>第Ⅱ編 申請について</b> .....	11
1 章 申請手続き.....	11
01 公募期間・スケジュール.....	11
02 申請方法.....	11
03 申請に必要な書類.....	11
04 公募説明会・個別相談会の実施.....	12
2 章 審査結果の通知等.....	13
01 審査結果の通知方法.....	13
02 審査結果の情報公開.....	13
02 優先的に選定される団体.....	15
<b>第Ⅲ編 選定から活動終了まで</b> .....	16
1 章 支援の流れ.....	16
01 事業期間中の主な流れ.....	16
02 役務提供契約及びその要点.....	17
2 章 その他.....	18
01 個人情報の取扱いについて.....	18
お問い合わせ先.....	19

---

## 第1編 公募について

---

### 1章 公募の趣旨

---

#### 01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）等<sup>1</sup>に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構<sup>2</sup>（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、2019年度より民間公益活動を行う団体に対して、助成を行ってきました。

これまで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされている一方で、ソーシャルセクターの担い手の育成の必要性が確認されました。そこで、「民間公益活動の担い手または、将来的に担い手を目指す団体（支援対象団体）」に対して、専門的なアドバイスや支援を行う活動支援団体の制度が開始され、2024年度の公募において、長野県内の中間支援を担う3団体（長野県みらい基金、長野県NPOセンター、合同会社コドソシ）のコンソーシアム「信州社会事業応援ネットワーク」が採択されました。

#### ●本事業が目指すこと

社会課題の解決を促進するためには、NPOなどの民間公益活動の担い手が、休眠預金等の資金を十分に活用できる力をつけ、社会的成果を増大させるような活動を展開していくことが望ましいと考えています。

しかし一方で、民間で公益活動を行う団体の組織基盤は比較的弱い団体が多いのが現状です。

本事業では、長野県内で運営を強化したいと望むNPO等の民間公益活動の担い手を対象に、組織のアセスメントや個別支援プログラム、共通研修等を通して、組織基盤の強化を図り、民間公益活動の担い手の成長を応援します。

なお、本制度における活動支援団体等の定義は以下のとおりです。

（1）活動支援団体：信州社会事業応援ネットワーク（長野県みらい基金、長野県NPOセンター、合同会社コドソシによるコンソーシアム）

---

<sup>1</sup>休眠預金等活用制度について：民間公益活動促進のための休眠預金等活用 - 内閣府 ([cao.go.jp](http://cao.go.jp))

<sup>2</sup>一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、[JANPIAの10項目のミッションと7項目のバリュー](#)

活動支援団体は、後述する（２）の支援対象団体に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決を目的に、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

#### （２）支援対象団体

支援対象団体は、民間公益活動の担い手又は将来的に担い手となることを目指す団体等で、活動支援団体によるアドバイスや支援を受ける団体等（個人を含む）を指します。

#### （３）活動支援プログラム

支援対象団体が抱える課題解決を目的として、活動支援団体が支援対象団体を対象に行う非資金的支援の対象や方法をまとめたプログラムを指します。

## 活動支援団体の制度創設の効果

活動支援団体の制度では、休眠預金等を原資とした助成金を活用した支援プログラムの実施によって、「資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）」、「民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）」の育成や運営体制の強化を目指していきます。

### ■ 活動支援団体の制度創設の背景と目的

#### 目的

民間公益活動の活発化と社会課題解決の加速に向けた、

- ・ 新たな民間公益活動の担い手の育成と制度への参入の促進
- ・ 民間公益活動の担い手の自立の促進
- ・ 資金支援の担い手の育成・強化

#### 活動支援団体の制度創設の背景

休眠預金活用等事業の現場の課題感として、

- ・ 民間公益活動の担い手の組織基盤（事業実施ノウハウ・体制・資金等）は、事業を安定的かつ継続的に実施しうる状況にあるか。
- ・ 地域における社会課題解決の担い手や支援のリソースは十分か。
- ・ 多様な地域や分野等での休眠預金等の資金のさらなる活用のための、資金支援の担い手の数や機能は十分か。

#### 活動支援団体による支援

活動支援団体は、支援対象団体が目指すべき姿や実現したい事項に対し、各活動支援団体が有する専門性をいかした非資金的支援（活動支援プログラム）を伴走型等で行うこと等を通じて、「資金支援の担い手」及び「民間公益活動を実施する担い手」を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

- ・ 多様な主体や地域、分野等での休眠預金等の活用が進むことで、民間公益活動が活発化し、社会課題の解決が加速
- ・ 資金分配団体の所在空白地域の解消へ

民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

- ・ 新たな担い手の発掘や育成によって休眠預金等活用事業採択後の速やかな事業着手を可能とする
- ・ 社会課題解決の質の向上、組織基盤の強化、事業・組織の持続性の向上

注：本公募要領において「民間公益活動の担い手」とは、既存の資金分配団体や実行団体をはじめ、民間公益活動を実施する担い手やその活動を支援する担い手をいいます。

## 02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿<sup>3</sup>

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下2点です。

- 1 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 民間公益活動を行う団体等が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金活用事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

## 03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則<sup>4</sup>

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の9項目から構成されています。

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

## 04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

- (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
  - 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
  - 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

<sup>3</sup> [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P3~4](#)

<sup>4</sup> [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P5~8](#)

- 3 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
- (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
  - 4 働くことが困難な人への支援
  - 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
  - 6 女性の経済的自立への支援
- (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
  - 7 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
  - 8 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

本公募により支援する民間公益活動では、すべての分野の解決を目指しています。

「以上の（1）から（3）の活動のうち、1から8以外でも、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられる事業を実施する団体等も、申請することが可能です。」

## 2章 支援対象となる活動

### ■ 活動支援プログラム

<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己診断による組織のアセスメント（組織診断）</li> <li>● 個別プログラム・個別専門プログラム （基盤強化、広報・ファンドレイジング、事業評価、事業遂行力の向上等）</li> <li>● 共通プログラム（公開基礎講座）</li> </ul>
<p>支援のプロセス</p>	<p>※それぞれの支援対象団体に伴走支援者を配置します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自己診断による組織のアセスメント（組織診断）を伴走支援者とともに丁寧に行います。</li> <li>2) その結果に基づき支援対象団体と伴走支援者が協議し、個別プログラム計画を作成します。</li> <li>3) その計画に沿って各分野の専門家が支援します。</li> <li>4) 専門家から学ぶプロセスにおいては、支援対象団体を対象とした個別プログラムの他、支援対象団体以外の NPO 等も参加可能な公開講座を開催し、県内全体の底上げをはかります。</li> </ol>

	なお、組織のアセスメントは、長野県内という特定エリアでの実施という利点を活かしグループ研修方式で行うことで、ピアラーニングによる相乗効果を生み出していきます。
支援期間	2025年11月～2027年3月まで

※支援対象団体に対する資金支援（助成・寄附等）は実施しません。

### 3章 支援対象となる団体

#### 01 支援対象団体とその役割

支援対象団体は、活動支援団体から助言又は派遣を受けるものであり、民間公益活動の新たな担い手となることが見込まれることから、以下のような役割を期待します。

- ① 将来的に自立した民間公益活動の担い手となり、社会の諸課題の解決に向けた活動に取り組む。
- ② 活動支援団体から必要な非資金的支援を受けることにより、自身が抱える組織や活動における課題を解決し、将来の民間公益活動の自立した担い手として成長・発展することを目指す。
- ③ 自らが設定した目標の達成度やその効果を把握し、活動支援団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

#### 02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために活動支援団体は事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。

なお、支援対象団体には、社会的インパクト評価の実施を一律には求めませんが、自らが取り組む組織・活動上の課題解決の進捗状況、自らが設定した目標の達成度や活動支援プログラムによる支援の効果等を把握し、活動支援団体に報告します。

※評価の詳細は、JANPIAのWEBサイトに掲載している、「休眠預金活用における社会的インパクト評価」をご確認ください。

#### 03 申請資格要件

原則として、①～⑤すべての要件を満たす団体が対象です。

- ① 長野県内で民間公益活動を行う団体（法人格の種類・有無、活動分野は問いません）

- ② 団体の運営基盤を強化し、今後休眠預金等の外部資金を活用して民間公益活動に取り組むことを目指す団体
  - ③ 本プログラム応募について役職員の合意がとれていること
  - ④ 直近の過去2年間で民間公益活動の実績があること
  - ⑤ 原則として以下の条件を満たすこと
    - 有給専従スタッフが1名以上いること
    - 活動開始から2会計年度以上が経過していること
- ④、⑤の条件を満たさない場合でもプログラムへの応募に関心がある方はご相談ください。

※採択団体数は、長野県内で5～8団体を想定しています。

以下のいずれかに該当する場合は支援対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体・活動支援団体の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
  - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人

## 04 申請時の注意事項

- 利益相反防止の観点から、活動支援団体の理事等の役員が支援対象団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、候補団体の申請は不可とします。過去に兼職関係があった場合、退任 6 か月間は当該候補団体による支援対象団体への公募申請はできないものとします。
- 今回申請する活動と、同時期に他の活動支援団体へ申請している又は申請する予定の活動は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の活動支援団体に同一活動の申請をすることはできません。
- 今回申請する活動と、既に休眠預金事業（支援対象団体または実行団体）として採択されている活動とは非資金的支援の内容が異なることが必要です。
- 休眠預金活用事業で、長野県みらい基金の実行団体として、現在同一の事業内容を実施している団体は、本事業に申請することはできません。※懸念がある場合は、お問合せください。

---

## 第 II 編 申請について

---

### 1 章 申請手続き

---

#### 01 公募期間・スケジュール

公募要領公開（ホームページ）	2025 年 5 月 7 日（水）
公募説明会（オンライン）の開催	2025 年 5 月 9 日（金） 15：00～16：00
個別相談（リアル+オンライン）	県内 4 カ所の説明会場または 随時オンラインにて ※会場詳細は次ページ
公募締め切り日時	2025 年 8 月 29 日（金）17 時まで
支援対象団体の審査、内定通知	2025 年 10 月中旬
支援対象団体決定、契約締結、事業開始	2025 年 11 月上旬

#### 02 申請方法

- ・申請に必要な書類を E-Mail (kyumin-katsudo@mirai-kikin.or.jp) に添付して申請してください。
- ・申請書類を受領後に「受領確認メール」を申請者へ返送します。2 営業日以内に「受領確認メール」が届かないときは、電話で問い合わせてください。

#### 03 申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます<sup>5</sup> 各様式のデータは、こちら  
[<https://www.mirai-kikin.or.jp/kyumin-yokin-katsudo-2024/>] からダウンロード  
してください。※2025 年 5 月中旬公開予定

---

<sup>5</sup> 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後役務提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

分類	申請書類	様式	提出形式	備考
申請事業ごとに提出する書類	様式1 支援申請書	指定	PDF	※登録印の押印が必要
	様式2 支援対象活動計画書（概要版）	指定	Excel	
団体ごとに出る申請書類	様式3 団体情報入力シート	指定	Excel	
	様式4 役員名簿	指定	Excel	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途活動支援団体に提出
	様式5 団体状況ヒアリングシート（団体記入）	指定	Word	
	定款	—	PDF	最新のもの
	登記事項証明書（全部事項証明書）	—	PDF	※発行日から3ヶ月以内の写し
	事業報告書	—	PDF	※総会で承認された事業報告書と決算報告書類を提出してください。 （原則、3年分）
	決算報告書類	貸借対照表	—	
損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）		—	PDF	
	監事及び会計監査人による監査報告書 <sup>6</sup>	—	PDF	
その他	提出物チェックリスト	指定	Word	添付の有無について記載したうえでご提出ください

## 04 公募説明会・個別相談会の実施

### （1）公募説明会の開催

公募期間中、公募要領について説明会を、下記の通り「オンライン1回・会場4回」開催いたします。

- オンライン説明会 5月9日（金） 15:00～16:00
- 北信会場説明会 5月30日（金） 千曲市
- 東信会場説明会 6月2日（月） 佐久市
- 中信会場説明会 7月頃 調整中
- 南信会場説明会 7月頃 調整中

<sup>6</sup> 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

参加を希望する団体は、ご希望の日時を説明会の開催日の2日前までに当法人 Web サイトの申込フォームから参加登録をお願いします。オンラインの場合は、登録団体に説明会参加の Zoom 用 URL を送信いたします。なお、説明会の記録動画はホームページ上で公開いたします。

○問合せ申込フォーム：<https://forms.gle/oDKz4F4zCRhGLiL69>

公募に関するご質問については公募期間中、下記問い合わせ先に遠慮なくご連絡ください。

## (2) 個別相談

個別相談を積極的にお勧めいたします。

- ・申請手順等についての問合せは、原則メールにて対応します。
- ・リアルとオンラインでの個別相談を実施します。（1団体 30～60分程度）
- ・説明会会場にて無料相談を受け付けます。
- ・オンライン個別相談（日程要相談）

どちらも問合せフォームにて、①団体名 ②希望日時 ③質問内容の概要を記載のうえ、予約してください。折り返し ZOOM の URL を送ります。なお、他団体との重複から調整をお願いすることがあります。

※上記の日程以外での個別相談をご希望の団体については、お問い合わせをいただければ別途日程調整をいたしますが、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

○問合せ申込フォーム <https://forms.gle/oDKz4F4zCRhGLiL69>

## 2章 審査結果の通知等

---

### 01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し E-Mail で通知します。

### 02 審査結果の情報公開

- 1 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。

活動支援団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を WEB サイトで広く公開します。ただし、民間公益活動を行うとする個人の場合は、個人情報（氏名、住所等）については、公表の対象から除くものとします。

- 2 活動支援団体は、選定した支援対象団体の情報（選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由）を活動支援団体の WEB サイトで広く一般

に公開します。但し公開にあたっては、当該支援対象団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。

- 3 JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に活動支援団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各活動支援団体の支援対象団体の公募の進捗について一般に公開します。また活動支援団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも支援期間が終了するまで継続します。また、上記に関しては情報公開同意書（支援申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該支援対象団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

### 3章 審査について

#### 01 選定基準等

支援対象団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

選定基準	着眼点
ガバナンス・コンプライアンス体制の整備の必要性	1)ガバナンス・コンプライアンス体制整備が必要な段階にあるか 2)組織運営において、多様性・ジェンダーバランス・様々な社会の諸課題への理解と配慮があるか
運営改善に向けた意識	1) 組織全体として社会課題解決に向け成長にコミットしているか 2) 申請時点で組織運営上の課題を一定程度掘り下げて検討しているか 3) 自団体のみで組織運営の課題解決が困難で、外部から非資金的支援を受け入れることが有効な状況であるか 4) 支援終了後に新しい活動に挑戦できる見込みがあるか
実行体制および組織内の合意形成	1) 活動支援プログラムの担当者が想定されているか。担当理事・事務局・現場スタッフ・ボランティア等多くの方の参加ができ、適切な立場の者が担当することができるか 2) プログラムを実施することについて、組織内部の合意形成はできているか
継続性 波及効果	1) 非資金的支援による効果や仕組みが、支援終了後も継続することが見込まれるか。非資金的支援による団体/活動の発展への効果は大きいのか。 2) 知見の共有・ピア・サポートの場への参加意欲など、効果を広げていく、公益的な視点をもって参加することができるか 3) 支援することにより、類似課題を抱えた団体への波及効果が期待でき、地域課題の解決に資することが想定できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等について

申請資格要件に関連して、申請団体が実施する公益事業の目的や活動内容が、政治活動宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

- 不選定の損害等

審査の結果、支援対象団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

## 02 優先的に選定される団体

支援対象団体の選定に当たっては、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意し、以下の事項に配慮して選定を行います。

### ① 地域・分野

都市部その他特定の地域や特定の団体に偏らないよう配慮します。

### ② 多様性、ジェンダーバランス

申請団体における役職員の多様性、ジェンダーバランス等が確保されており、様々な社会の諸課題への深い理解と配慮の下で活動している団体を優先して選定します。

## 第Ⅲ編 選定から活動終了まで

### 1章 支援の流れ

#### 01 事業期間中の主な流れ

支援対象団体の事業期間中の主な流れは次のとおりです。

※事業の進捗に応じて変更の可能性があります。

※この他、半年ごとに進捗報告を行っていただきます。

項目	時期（予定）	内容
役務提供契約	2025年10月	支援対象団体と活動支援団体の間で支援内容について契約を結びます。
アセスメント	2025年11月 ~2026年1月	グループ研修の機会や伴走支援者の支援を得ることで、自己診断で組織のアセスメントを行い、運営基盤強化・事業力向上のための計画を策定します。 アセスメント期間中、グループ研修を行います。
計画作成	2026年2月 ~2026年3月	自団体の強み・弱みをもとに、伴走支援者と相談し、運営基盤強化および事業力向上に向けた支援計画を作ります。 計画作成にあたり、グループ研修を行います。
公開共通プログラム	2026年4月 ~2027年3月	支援対象団体以外も含めた共通プログラム（運営基盤強化に向けた公開基礎講座）
個別プログラム <運営基盤強化>	2026年4月 ~2027年3月	各団体にあわせた支援計画に基づき、以下の研修や支援を受けていただきます。 運営基盤強化： ・個別経理・総務課題解決 ・個別ガバナンス・コンプライアンス ・コミュニティオーガナイズ 広報・ファンドレイジング： ・個別ファンドレイジング構築 ・広報・情報発信個別研修 評価等： ・評価個別研修 ・政策提言個別研修
個別専門プログラム <事業力向上>	2026年4月 ~2027年3月	支援計画に基づき、各団体が取り組む事業分野にあわせて、以下に取り組みます。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ニーズ調査+把握+アウトプット（レポート・白書等）</li> <li>・専門能力向上支援</li> <li>・対象分野における先行事例の学びなど</li> </ul>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 02 役務提供契約及びその要点

役務提供契約は、事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の役務提供契約書（ひな型）により行います。原則、この役務提供契約は変更できません。以下、役務提供契約の要点を記載します。詳細については役務提供契約書（ひな型）をご参照ください。

### 1 進捗管理、各種報告

活動支援団体は支援対象団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、支援対象団体は、役務提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業の報告を行います。

### 2 不正行為等について

違法行為等が疑われる場合には、直ちに活動支援団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、支援対象団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について活動支援団体に報告し公表することとします。

### 3 支援対象団体の選定及び監督

活動支援団体は、支援対象団体の選定に当たっては、支援対象団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、活動支援団体と支援対象団体は役務提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

### 4 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。活動支援団体が活動支援プログラムの評価をしますので、そのために必要な情報の提供に協力してください。

## 5 シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク<sup>7</sup>を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

## 6 情報公開

活動支援団体は、支援対象団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します<sup>8</sup>。なお、JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします<sup>9</sup>。

## 7 選定の取消し

活動支援団体は、支援対象団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は本支援対象活動の全部若しくは一部の停止を求めることができます。支援対象団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、活動支援団体の選定に申請することができません。

- 本支援対象活動の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等又は役務提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他事業の適正な遂行が困難と認められるとき

## 2章 その他

---

### 01 個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。あわせて支援にあたる者とは、秘密保持契約を取り交わします。

---

<sup>7</sup> [シンボルマークのダウンロード、シンボルマークの規程、手引き等](#)

<sup>8</sup> 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由を当該活動支援団体の WEB サイトで少なくとも支援期間が終了するまで一般に公表します。

<sup>9</sup> これらの事業の情報に関して JANPIA は、活動支援団体および支援対象団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

## お問い合わせ先

---

問合せフォーム <https://forms.gle/oDKz4F4zCRhGLiL69>

活動支援団体：信州社会事業応援ネットワーク

幹事法人：長野県みらい基金 松本事務所（担当：矢島）

住所：〒390-0852 長野県松本市島立 1020 松本合同庁舎 2 階

E-Mail：kyumin-katsudo@mirai-kikin.or.jp

TEL：0263-50-5535（平日 10-17 時） FAX:0263-50-6561